

第4章 取り組みの重点方向

1 共生の地域福祉の推進

県民誰もが、地域でいきいきとした生活を送るためには、行政による地域福祉の推進方策に加え、「自分たちの住む地域は自分たちでよくしていこう」という、地域づくりへの県民の意識と参画の高まりが大切です。

地域住民相互の助け合いは勿論のこと、福祉関係機関やNPO、企業等の地域の様々な主体の参画と連携による活動を展開し、自助、共助、公助により、お互いに支え合いながら暮らせる地域づくりを進めます。

(1) 地域の暮らしを支えるセーフティネット

① 民生委員児童委員活動の推進

- ・ 民生委員児童委員による、サービスを適切に利用するための必要な情報提供、ひとり暮らし高齢者や障害のある人、子育て家庭への見守りや訪問、住民が安心して暮らせるための積極的な相談・援助活動を促進します。
- ・ 住民の立場に立った相談・援助活動や、様々な制度のわかりやすい情報提供が求められていることから、研修会を充実し資質の向上を図ります。

② 地域福祉コーディネーターの育成

- ・ 市町における地域福祉コーディネーターの育成と資質の向上を図り、住民が必要とする様々な支援の相互調整により、迅速な解決につなげます。

(2) 地域共生の仕組みづくり

① 小地域福祉活動の推進

- ・ 自治会や小学校区など生活の場である身近な地域を単位として、誰もが安心して、生きがいをもって生活できる地域づくりに向け、住民が力を合わせ、また社会福祉協議会等の専門機関と協力し合いながら進める、住民主体の福祉活動を推進します。
- ・ この活動では、小地域ならではの特徴を生かし、住民の福祉学習・啓発活動、福祉問題発見活動、ふれあい・交流活動、見守り・助け合い活動を進めます。

②見守り・発見・支援機能の強化

- ・小地域福祉活動などより、一人暮らし高齢者・障害のある人、子育て家庭へのちょっとした変化への気づきや声掛け、さらには“SOS”を見逃さない身近な相談窓口づくりを進め、地域の人たちの結びつきを大切にした取り組みを促進します。
- ・日頃から地域を訪れている新聞配達員等の協力を得てネットワークづくりを進め、一人暮らし高齢者等の安否確認や子育て家庭への相談支援など、個人情報の取り扱いに留意しつつ、地域の見守りの体制づくりを促進します。

③在宅での看取りに向けて

- ・在宅生活を送る高齢者が、地域で最期まで安心して住み続けることができるよう、地域ぐるみで見守る仕組みや気運を整え、在宅での介護・看取り支援につなげます。

④多様な主体との協働

- ・地域の社会福祉法人や老人クラブ等の福祉関係団体、NPO、福祉・介護事業者、民間企業等の多様な地域福祉推進の担い手が、市町社会福祉協議会を中心として、お互いが積極的に連携し、活動する取り組みを促進します。
- ・市町社会福祉協議会や地域包括支援センター、ケアマネージャー等により、住民の通院や買い物などの日常生活ニーズを把握し、民間事業者やボランティア等の支援者につなげる仕組みづくりを進めます。
- ・平成15年度(2003年度)から実施されている「あったかほーむ」の取り組みを、点(「あったかほーむ」)から面(「“あったか”たうん」)へ広げ、地域のさまざまな主体が協働して取り組む仕組みづくりを推進します。
- ・NPO法人等が行う福祉有償運送制度を活用し、単独で公共交通機関を利用することが困難な高齢者や障害のある人の日常生活における円滑な移動の確保を進めます。

(3) 災害時の支援体制づくり

①地域の要援護者情報の把握と支援

- ・高齢者や障害のある人などの要援護者に対する災害時の安否確認、避難誘導などの見守り・支え合いの体制づくりや福祉マップづくりなどの取り組みを、個人情報の取扱いに留意しつつ促進します。

②災害時の体制づくりの促進

- ・在宅で生活する寝たきりの高齢者や障害のある人を支援するため、市町と連携して、社会福祉施設への緊急入所や要援護者に配慮した避難所の確保に努めます。
- ・大規模災害時に円滑にボランティア活動が行えるよう、県および関係団体で災害ボランティア活動連絡会を開催するとともに、災害ボランティアコーディネーターの養成を行い、災害に備えた支援体制づくりを進めます。

2 担い手づくり

県民の地域での暮らしを支えるためには、支援の主体となる“担い手”の確保・育成が大切です。

日々の見守り活動を行う住民やボランティア組織による活動、さらには企業による社会貢献など、多様な活動主体の育成を進めるほか、小・中・高校生への福祉教育による意識の醸成と次世代の地域を担う人材の養成を進めます。

(1) 福祉学習の推進

① ノーマライゼーション理念の普及・啓発

- ・小・中・高等学校における福祉読本の活用や体験学習、また地域の自治会における福祉学習を推進し、生涯にわたったノーマライゼーション理念の普及に努め、県民一人ひとりの行動につなげます。
- ・ユニバーサルデザイン化を取り入れたインターネット等の情報媒体の活用や、ビデオ、ポスター、パンフレット等の作成、配布、テレビ、ラジオ、県・市町の広報紙等さまざまな広報媒体の活用により積極的な広報啓発活動を展開します。

② 生涯にわたる福祉学習の推進

- ・県民一人ひとりが福祉に関する関心を高め、思いやり、助け合いの心を育てるために、子どもの頃から生涯を通じた福祉学習の機会や情報の提供を推進します。
- ・教育委員会や社会福祉協議会、社会福祉施設などと連携し、体験学習の機会を重点的に提供します。
- ・障害のある人の自由な表現活動などお互いの個性を認め合う心の育成や、ボランティアに関する学習を推進します。
- ・核家族化の進行を踏まえ、福祉読本を活用し、生まれた時から看取られる時まで、人生をイメージした福祉学習を進め、暮らしの基本単位である家族間の思いやりや助け合いの心を育みます。

(2) ボランティアの育成

① ボランティアの育成支援

- ・県ボランティアセンターにおいて、市町ボランティアセンターと連携し、人材の育成や、情報提供、情報交換、相談等を実施します。
- ・だれもがボランティア情報に気軽に接することのできる環境づくりやボランティア団体、NPOなどが相互に交流・研究する場の提供などを進め、ボランティア活動

の裾野の拡大を図ります。

②社会貢献活動への参入促進

- ・企業の社会貢献活動について考えていく場として設立された「淡海フィランソロピーネット」の活動の促進を図り、企業等の社会貢献活動に対する理解を促進します。

(3) 多様な事業主体の参入促進

①多様な事業主体の参入によるサービスの活性化

- ・質の高い福祉サービスを提供するため、社会福祉法人、医療法人をはじめ民間企業、農協、生協、NPO法人など多様な主体の参入を促進し、県民・利用者が選択できるサービス基盤を拡充し、福祉サービスの活性化を推進します。
- ・福祉サービスに関する情報の提供を進め、事業者間相互の連携や新たなサービスの開発・研究、あるいはサービスの質の向上を図るための活動など、事業者による自主的な取り組みを促進します。

②社会福祉法人の人材活用

- ・社会福祉法人（施設）の持つ豊富な人材や専門的な知識は、地域の貴重な社会資源であり、施設が地域のサービス拠点としての機能を発揮する取り組みを促進します。

(4) 専門的人材の確保・育成

①若者の進路選択支援

- ・労働環境の厳しさ等から、特に若い世代を中心に人材確保が厳しいことから、魅力ある職場づくりを推進します。
- ・若年層に対して、福祉・介護サービスの意義や重要性を理解してもらうために、職場体験の場の提供やマスメディアを通じた広報活動を推進します。
- ・介護福祉士養成施設の専門的な人材を活用し、福祉・介護職場の魅力紹介や、就学・研修受講の相談・助言を行い、仕事のイメージアップと福祉・介護分野に対する関心を高めます。
- ・介護福祉士等修学資金貸付制度の活用により、若い世代の福祉・介護分野への参入を促進します。

②多様な人材の参入促進

- ・潜在的有資格者の再就職支援や、退職した団塊の世代、主婦層の参画を進めるための研修を行い、新たな人材を養成します。
- ・滋賀県福祉人材センターにキャリア支援専門員を配置し、個々の求職者にふさわしい職場を開拓するとともに、事業者に対しては、働きやすい職場に向けた指導・助言を行い、円滑な就労と定着を支援します。

③福祉職場への定着促進

- 福祉・介護の職場は、ハードな職務や勤務環境等により職場への定着率が低いことから、職員の処遇改善に取り組む事業者へ助成を行い、職場への定着を促進します。
- 福祉・介護職場における若手職員（ブラザー・シスター）への相談技術研修や、こうした若手指導職員にアドバイスを行う支援員を派遣し、職場内相談体制の充実と若手職員の定着を促進します。

④社会福祉関係者の資質の向上

1) 専門性の高い人材の養成・確保システムの整備

- 福祉関係職員が多様な研修を体系的に受講し、専門知識や技術の向上を図るとともに、幅広い知識を習得できるよう、体系的、継続的な研修を実施し、社会福祉士や介護福祉士、精神保健福祉士等の専門職の養成と必要な職場への配置を促進します。
- 社会的ひきこもりや災害、認知症への対応、自殺防止対策、虐待防止対策など、福祉を取り巻く新しい課題や困難な課題に対応できる人材を育成するための研修を整備します。

2) 職場内における人材育成への支援

- 職場内研修実施マニュアルの活用を進めるとともに、職場内研修に関する方法や情報を事業者へ提供し、職場内研修の充実を図ります。
- 職場内研修の充実が図られるよう、教育機関や福祉・保健・医療にかかる関係団体、職能団体などの協力を得て、職場研修講師を登録し、事業者の要請に応じた支援を行います。

3 安心のサービス利用

支援を必要とする人は、“だれでも”、“安心して”、“質の高いサービス”を受けられる体制を整えることが大切です。

判断能力が不十分なひとが安心して適切にサービスを受けるための支援や、サービスを利用してからの相談や苦情解決への適切な対応を行います。

さらに利用者が一層質の高いサービスを受けられるための仕組みを整えます。

(1) 県民・利用者の権利擁護

①権利擁護体制の充実

- 権利擁護の取り組みにあたっては、日常の見守り活動等により支援を必要とする人をしっかりと把握し、利用者との信頼関係に留意しつつ、法的対応などの専門研修の実施により、質の高い相談対応を促進します。
- 地域福祉権利擁護事業は、サービスの利用援助、日常的金銭管理、書類等の預かりという本来の役割に沿った利用を進めます。

②身近な地域での権利擁護

- 権利擁護に関する地域住民の理解と認識を高め、権利侵害問題の未然防止や早期発見を図るため、積極的な広報啓発を行います。
- 民生委員が行う見守り活動の活性化により、権利擁護事業の適切な利用を進め、判断能力が不十分な人への地域生活支援を促進します。

③成年後見制度の活用促進

- 成年後見制度の活用を進めるため、制度申立の取扱について市町の理解を深め、積極的な活用がなされるよう努めます。
- 成年後見制度の円滑な推進、取り組みを強化するため、先行モデルを参考にしつつ、家庭裁判所や弁護士会、消費生活センター、市町、市町社会福祉協議会、県社会福祉協議会等関係機関・団体との連携を図り、制度の受け皿確保を促進します。

(2) 苦情解決の仕組みの整備

①事業者の苦情解決体制

- 事業者においては、苦情解決責任者や苦情受付担当者、第三者委員が設置され苦情を解決する体制が整備されるとともに、仕組みの施設内掲示などにより利用者への周知が図られるなど、苦情が申し出やすく、苦情が迅速に解決されるよう指導を行

います。

②運営適正化委員会

- 事業者段階での解決が困難な苦情に対しては、滋賀県社会福祉協議会内に設置した運営適正化委員会により、中立・公正な立場から事情調査や助言、あっせんを行うとともに、運営適正化委員会から通知を受けた事案については的確に対応し、苦情の適切な解決に努めます。

(3) サービスの質の向上

①健康福祉サービス評価システムの推進

- 利用者本位の質の高いサービスの提供が図れるよう、自己評価や第三者評価の取組を推進します。
- 自己評価、第三者評価および利用者評価が連携し、補完し合うシステムとしてサービスの質の向上を図ります。
- 第三者評価にあっては、第三者評価機関の募集・認証を進めるとともに、評価調査者の養成や資質の向上を図り、評価体制の充実に努めます。

②サービス情報の提供の推進について

- 事業所が行った自己評価結果をサービスを利用しようとする人に提供するため、事業所内での閲覧や広報誌、ホームページへの掲載等により、幅広い公表を促進します。
- 利用者にとってサービスを選択する際に役立つ情報が公表される仕組みとなるよう、国に働きかけます。